

	省エネ改修工事	耐震改修工事	バリアフリー改修工事
家屋の要件	●平成 26 年 4 月 1 日以前に建築された住宅 (賃貸住宅を除く)	●昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅	●新築された日から 10 年以上経過した住宅 (賃貸住宅を除く) ●次のいずれかの方が居住していること ・65 歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障害者の方
工事期間	●令和 8 年 3 月 31 日までに工事が完了していること	●令和 8 年 3 月 31 日までに工事が完了していること	●令和 8 年 3 月 31 日までに工事が完了していること
対象となる工事	●窓の断熱改修工事(必ず必要) ●天井、床、壁の断熱改修工事 ※改修した部分の省エネ性能が、省エネ基準に新たに適合した場合に限られる。	●建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事	●廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、ドアの引き戸への取り換え工事
	●共通要件 ・耐震改修工事及びバリアフリー改修工事の場合、改修工事費の合計が 50 万円超のもの(バリアフリー改修工事は補助金や介護保険からの給付等を除いた額) ・省エネ改修工事の場合、改修工事費の合計が 60 万円超のもの(その内、断熱改修に係る工事費は 50 万円超)(補助金や介護保険からの給付等を除いた額)		
軽減範囲	●1 戸当たり、120 ㎡分までに限り、改修した翌年度の固定資産税額の 3 分の 1 を減額	●1 戸当たり、120 ㎡分までに限り、改修した翌年度の固定資産税額の 2 分の 1 を減額	●1 戸当たり、100 ㎡分までに限り、改修した翌年度の固定資産税額の 3 分の 1 を減額
必要書類	●※増改築工事証明書(平成 29 年 4 月 1 日から必要証明書が統一) 次の機関等で発行されたもの ・登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人		
	●固定資産税減額規定の適用申告書 (資産税窓口で発行) ※もしくは、熱損失防止工事証明書 発行する機関は増改築工事証明書と同様	●固定資産税減額規定の適用申告書 (資産税窓口で発行) ※もしくは住宅耐震改修証明書 ・都市計画課で発行されたもの	●改修工事をした場所のわかる写真
申告方法	●改修工事完了後 3ヶ月以内に必要書類を添付し、固定資産税減額規定の適用申告書により申告 (3ヶ月を過ぎて申告する場合は、理由の記載が必要)		
その他	●この制度による減額は一度のみ受けることができる ●省エネ改修工事とバリアフリー改修工事に限り重複して、軽減を受けることができる		